

藤岡市インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生及び生徒（以下「学生」という。）の実践的な就業体験を通して職業意識の向上と市政への理解を深めることを目的として藤岡市が実施する学生の就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等（以下「大学等」という。）の学生で、市政に関心がありインターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有するものとする。

(受入手続)

第3条 インターンシップを希望する学生が在籍する大学等の代表者は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）とインターンシップ希望調書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出されたときは、受入れの可否を決定しインターンシップ決定通知書（様式第3号）により大学等の代表者に通知する。

3 学生の受入れを決定した場合、市長及び大学等の代表者は、インターンシップ実施に関する協定書（様式第4号）を作成し各1通保有するものとする。

4 大学等の代表者は、インターンシップ受入決定された学生（以下「実習生」という。）について誓約書（様式第5号）を取り藤岡市に提出するものとする。また、大学等の代表者は実習生に対し誓約の遵守を指導しなければならない。

(実習期間)

第4条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の5日以内において、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(実習生の身分)

第5条 実習生は、大学等の学生の身分を有し藤岡市職員としての身分を有しない。

(経費の負担)

第6条 藤岡市は実習生に対して、報酬、賃金及び手当等その他一切の経費の負担を行わない。

(服務)

第7条 実習生は、藤岡市職員が遵守すべき法令等を遵守し、指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指示に従い、所定の実習に専念し実習目的の達成に努めなければならない。

- 2 実習生は、藤岡市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 実習生は、実習を通じて知り得た藤岡市の業務内容等の情報を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- 4 実習生は、前項に規定する藤岡市の業務内容等の情報に係る報告又は論文を書いてはならない。
- 5 実習生は、実習の成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ藤岡市の承認を得なければならない。
- 6 実習生は、病気のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡するものとする。

(責任の所在)

第8条 大学等及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習期間中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により第7条第2項の規定に反する行為を行ったときは、大学等及び実習生は、藤岡市及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(受入所属の役割)

第9条 実習生が実習を行う所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において実習担当者を指名するものとする。

- 2 実習担当者は、実習プログラムを定めるものとする。
- 3 実習担当者は、大学等の代表者から実習結果等についての報告及び証明を求められたときはこれを行うものとする。

(実習の中止)

第10条 藤岡市は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第7条に規定する服務に従わないとき
- (2) 実習を継続することにより藤岡市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき
- (3) その他実習を継続することが困難であるとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度藤岡市及び大学等で協議の上、定めることとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。